平成２１年（フ）第３０４号
香川県丸亀市土器町北２丁目87番地　オーヴＤｏｋｉ　Ｄ棟102号、申立時の住所香川県高松市西ハゼ町275番地１
債務者　吹田　健児
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５５号
香川県高松市高松町272番地６
債務者　大浜　吉光
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　創
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１３２号
神奈川県足柄上郡松田町神山303番地25
債務者　友井　雅人
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　謙
4　破産債権の届出期間　平成24年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４号
秋田県鹿角市八幡平字指鳥31番地
債務者　佐々木義則
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第４０号
群馬県館林市大谷町1025番地の12
債務者　本澤　久雄
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　幸男
4　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５２号
愛知県豊川市小田渕町卯足22番地　エルディム小田渕102、住民票上の住所愛知県豊川市三蔵子町北野25番地の２
債務者　片岡　立充
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　啓二
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２２４号
京都市中京区御幸町通御池下る大文字町348番地　ボンラトーネ京都御所南901号
債務者　堀田　芳史
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　達也
4　破産債権の届出期間　平成24年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
北九州市門司区丸山３丁目５番６号
債務者　吉田　憲明
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地　和久
4　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１号
鹿児島県鹿屋市野里町3034番地１
債務者　中島　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
札幌市中央区伏見２丁目４番１号
債務者　児島　健介
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５号
富山市下新北町９番６号
債務者　谷内　武也
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　義夫
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６号
富山市根塚町２丁目２番地１　Ｍフンダリーカ207号、前住所富山市秋吉新町７番８号
債務者　澤田　清道
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　貴之
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２２号
愛知県春日井市石尾台６丁目13番地２
債務者　権丈　　英
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　洋嗣
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７号
長崎県諫早市多良見町野副436番地２、旧住所長崎県長崎市立岩町15番23号
債務者　南　　文朗
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　最上　次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
長崎県長崎市樺島町９番26号　はやせマンション501号、旧住所長崎県長崎市宿町588番地15
債務者　藤田正男こと　李　　恭均
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　義信
4　破産債権の届出期間　平成24年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係